

全国地域リハビリテーション支援事業連絡協議会 会則

(名称)

第1条 本会を全国地域リハビリテーション支援事業連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を熊本市北区山室6丁目8番1号に置く。

(目的)

第3条 本会は各都道府県のリハビリテーション支援体制の推進や地域リハビリテーションの発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 地域リハビリテーションの普及と啓発活動。
- 2) 地域リハビリテーションの教育研修事業。
- 3) 全国都道府県における地域リハビリテーション支援体制の推進に関する情報収集ならびに情報提供と相互交流。
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員の構成)

第5条 本会の目的に賛同し入会したものを会員とし、正会員と特別会員からなる。

- 1) 正会員は、本会の目的および趣旨に賛同した都道府県の地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター並びに地域リハビリテーション関係団体。
- 2) 特別会員は、本会の発展向上に寄与するために理事会が必要と認められた者。

(会員の資格)

第6条 会員の資格は所定の様式による申込みをし、理事会の決議をもって決定する。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して、退会の予告をするものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- 1) 3年以上会費を滞納した時

- 2) 総会の同意
 - 3) 会員である団体の解散または特別会員の死亡
- 2 会員は、前項の資格を喪失した時は退会するものとする。

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第10条 理事および監事は連絡協議会において会員の推薦をもって選出する。

- 1) 会長は理事会で互選する。
- 2) 副会長は会長が指名する。

(役員の職務)

第11条 会長は会務を総括する。

- 1) 副会長は会長の補佐並びに会長不在の場合は職務の代行を行う。
- 2) 理事は本会の業務を遂行する。
- 3) 監事は事業の遂行が適正に行われているかの監査を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第13条 会議は理事会と総会からなり必要に応じて会長が召集する。総会は少なくとも1年に1回開催するものとする。

(会計)

第14条 本会の事業費は下記をもってあてる。

- 1) 会費
 - 2) 補助金
 - 3) 寄付金
 - 4) その他
- 2 会計年度は毎年4月1日から3月31日とする。

(会議の議長)

第15条 会議の議長は会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第16条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第17条 会議の議決は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のために会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前条の規定の運用については、これを出席したものとみなす。

(会則の変更)

第19条 会則の変更は連絡協議会出席正会員の3分の2の同意を必要とする。

(解散)

第20条 本会の解散は連絡協議会正会員の3分の2の同意を必要とする。

附 則

1、本会則は平成18年8月4日から施行する(平成19年7月8日一部改正)。

2、本会則は平成26年7月7日から施行する(平成26年7月6日一部改正)。